

業務委託仕様書

仕 様 書

令和 7 年度

都市計画課

業 務 名	令和7年度 下関北九州道路彦島地区活性化調査業務
-------	--------------------------

下 関 市

業務委託仕様書

都市計画課

	課長	主幹	課長補佐	主査	主任	係員	検算	設計

実施年度	令和 7 年度
------	---------

業務名	令和7年度 下関北九州道路彦島地区活性化調査業務
-----	--------------------------

実施場所	彦島地区
------	------

業務概要	活性化調査業務	1式

--

委託予定期間	令和 8 年 3 月 19 日まで
--------	-------------------

設計金額 (元設計金額)	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
-----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

変更設計金額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

変更請負額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

設計用紙	下関市
------	-----

設 計 内 訳 書

令和7年度 下関北九州道路彦島地区活性化調査業務

費目	業務種別	名称	単位	数量	単価	金額	摘 要
業務委託料							
業務価格							
業務原価							
直接人件費							
活性化調査業務			式	1.00			第 1 号代価表
直接経費							
電子成果品作成費			式	1.00			
旅費交通費			式	1.00			
その他原価			式	1.00			
業務原価計							
一般管理費等			式	1.00			
業務価格計							
消費税相当額			式	1.00			
合 計							

活性化調査業務

第 1 号代価表

業 務 内 容	職 種		技師長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	合 計
	基準日額								
(1)アンケート調査 1,000票規模 主に彦島の住民や地場企業を対象	歩掛	人							
	金額	円							
(2)ヒアリング調査の整理 設問整理及び取りまとめ 10社程度	歩掛	人							
	金額	円							
(3)ワークショップ、勉強会等の開催 2回以上	歩掛	人							
	金額	円							
(4)成果品作成	歩掛	人							
	金額	円							
(5)打合せ協議 3回	歩掛	人							
	金額	円							
	歩掛	人							
	金額	円							
	歩掛	人							
	金額	円							
	歩掛	人							
	金額	円							
	歩掛	人							
	金額	円							
	歩掛	人							
	金額	円							
	歩掛	人							
	金額	円							
	歩掛	人							
	金額	円							
合 計	延べ 人数	人							
	金額	円							

下関北九州道路彦島地区活性化調査業務 特記仕様書

1. 業務名 令和7年度 下関北九州道路彦島地区活性化調査業務

2. 業務期間 契約締結日から令和8年3月19日まで

3. 目的

下関北九州道路は、令和6年5月にルート素案がまとまり、都市計画決定に向けた手続きが進んでいる。下関北九州道路が接続し、インターチェンジが設置される予定の彦島地区においては、下関北九州道路を契機としたまちづくりの機運が高まっているところである。

本業務では、下関北九州道路を契機とした地域活性化施策について、アンケート調査やワークショップ、勉強会等を開催し、その結果をとりまとめ、今後の地域活性化施策の検討に繋げる調査を行うことを目的とする。

4. 業務対象地域

本業務の対象地域は下関市彦島地区 とする。

5. 準拠する法令等

本業務にあたっては、仕様書による他、次の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 都市計画法、同施行令、同施行規則
- (2) 都市再生特別措置法、同施行令、同施行規則
- (3) 都市計画法運用指針
- (4) 下関市契約規則
- (5) 国土交通省 都市計画データ標準製品仕様書、基礎調査実施要領
- (6) その他関係法令、通達等

6. 業務内容

(1) アンケート調査

主に彦島地区の住民や地場企業を対象とし、下関北九州道路を契機とした地域活性化に関するニーズ等を把握するため、アンケート調査を行い、その結果を整理し考察を行う。

発注者と協議のうえ、アンケート依頼文と調査票を作成し、調査票の配布（1000票）及び回収を行う。また、調査票については質問事項等を考案する。

なお、配布先は発注者と協議のうえ決定し、配布は郵送を基本とする。アンケート調査に係る印刷や配布・回収に要する費用は受注者負担とする。

(2) ヒアリング調査の整理

下関北九州道路を契機とした地域活性化に関するニーズ等を把握するため、彦島地区に限定せず、農林水産業や物流業、不動産業など、発注者が行う企業ヒアリングの設問整理やヒアリング結果の取りまとめを行う。

なお、企業ヒアリングは10社程度を想定し、ヒアリングへの受注者の同席を義務付けるものではない。

(3) ワークショップ、勉強会等の開催

アンケート調査の結果等を基に、下関北九州道路を契機とした地域活性化に資するワークショップや勉強会等を2回以上開催し、結果のとりまとめを行う。開催場所は彦島地区とし、内容や開催時期等については発注者との協議によって決定する。

なお、ワークショップ、勉強会等の開催に要する費用は受注者負担とする。

(4) 成果品作成

本業務での実施内容を取りまとめ、「9. 成果品及び納品物」で示す成果品を作成する。

(5) 打合せ協議

受注者は発注者と綿密な連絡を保ち、業務を遂行すること。打ち合わせ回数は、業務着手時、中間時、業務完了時とする。その際、協議用資料の作成及び協議録・打ち合わせ記録書の作成を行うものとする。監督職員が認める場合、リモートでの参加も可能とする。

7. 提出書類

本業務を実施するにあたり受注者は、下記の書類を作成し提出するものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者及び照査技術者届出書
- (4) その他監督職員の指示による書類

8. 貸与資料

本業務を実施するにあたり、貸与する資料は次のとおり。

- (1) 下関市都市計画図（白図）(S=1/2, 500、1/10, 000、1/25, 000)
- (2) 都市計画総括図 (S=1/10, 000、1/25, 000)
- (3) 下関市都市計画マスタープラン
- (4) その他必要かつ貸与可能な資料で下関市が所有するもの

9. 成果品及び納品物

本業務の成果品及び納品物は以下のとおり。なお、成果品の著作権は下関市が有することとする。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 業務報告書（協議録を含む） | 2 部 |
| (2) その他必要資料（監督職員の指示による） | 1 式 |
| (3) 上記成果品の電子データ | 1 部 |

成果品のうち図面データについては、作成基データの形式（shp、ai、eps 等を想定）及び PDF 形式の双方を作成すること。（データは CD-R 等の記憶媒体によって提出すること。）

10. 成果品の検査・納品

本業務の成果品については、管理技術者立ち合いの上で下関市の検査を受けた後、納品することとする。

11. 成果品の瑕疵

納品後、成果品に明らかな「瑕疵」が発見された場合は、受注者が必要な処理を行うこととする。

12. その他

- (1) 委託業務に関する仕様は別記 1 のとおり。
- (2) しものせきエコマネジメントプランに基づく特記事項は別記 2 のとおり。
- (3) 個人情報の取扱いについては、別記 3 のとおり。
- (4) 下関市暴力団排除条例による措置については、別記 4 のとおり。
- (5) 別記 1 から 4 については、甲は下関市、乙は受注者と読み替えることとする。
- (6) 本仕様に、定めのない事項は、双方協議のうえ決定することとする。

委託業務共通仕様書

1 総則

本仕様書は、甲が委託する調査等業務に適用するものとする。

1 : 1 一般事項

(1) この仕様書に定めのない事項については、契約図書及び山口県業務委託共通仕様書、監督員の指示に従うものとする。

(2) 優先順位は、監督員の指示、特記仕様書、共通仕様書の順とする。

(3) 乙は、次の事項に留意の上、業務を行うこと。

ア：関係法規、規則等諸法令を遵守すること。

イ：業務実施にともない、知り得た秘密について他に漏らさないこと。

ウ：定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。

エ：業務の実施にあたり契約図書及び甲の指示に従い、業務の意図、目的を十分に理解した上で、最高の技術を発揮するよう努めること。

(4) この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の解釈及び設計業務の細目については、甲と協議の上その指示を受けなければならない。

(5) 管理技術者

ア：乙は管理技術者を定め、甲に届け出るものとする。

イ：管理技術者は、仕様書等に基づき業務に関する一切の事項を処理するものとする。

ウ：管理技術者は、業務を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者でなければならない。

(6) 照査技術者

ア：乙は照査技術者を定め、甲に届け出るものとする。

イ：照査技術者は、成果物の内容の技術上の照査を行うものとする。

ウ：照査技術者は、照査を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者でなければならない。

1 : 2 履行

(1) 乙は、契約後所定の様式により関係書類を遅滞なく提出すること。

(2) 打ち合せ協議等は、その内容について、その都度乙が記録簿を作成し、相互に確認を行うものとする。

(3) 業務が完了したときは、速やかに甲に報告し完了検査を受けること。

(4) 業務の乙の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、そのほか必要な措置を取らなければならない。

(5) 乙は、契約時又は完成時において、委託料100万円以上の業務について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は完成後10日以内に測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに業務登録するとともに、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提出しなければならない。

2 貸与及び公表

許可なく本業務に関しての成果及び資料等を公表してはならない。貸与された関係資料は、業務終了後速やかに返却すること。

3 その他

本業務に関し、第三者に損害等を与えた場合は、乙の責任においてこれを賠償すること。

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第 1 条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例第 3 条に規定する基本理念に基づき、同条例第 6 条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第 2 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第 6 号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。